

公立小中学校の統廃合を お考えの皆さまへ

～児童生徒のより良い教育環境の確保に向けて～



少子化の急速な進行など社会が大きく変化している中、公立学校を取り巻く状況の変化とあいまって、公立学校の統廃合に関する検討が求められている自治体が多くなっています。

本パンフレットは、文部科学省において平成 27 年に取りまとめた「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」(以下「手引」という。※1)を基に、小中学校の統廃合の検討を進めようとする皆様に対してそのポイント等を分かりやすくまとめたものです。

各市町村におかれては、地域ごとの様々な実情や課題等を踏まえ、保護者や児童生徒、教職員、地域住民等の関係者と合意を図りながら検討いただく際の参考資料として、是非ご活用ください。

令和 7 年 3 月

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室



文部科学省

小中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方

1. 適正規模・適正配置の検討が求められる背景

子供たちを取り巻く環境の大きな変化の中で、適正規模・適正配置の検討が求められることが増えています。



2. 適正規模・適正配置の基本的な考え方

義務教育段階の学校の目的は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことであり、学校では、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要であること等から、**学校は一定の規模を確保することが重要です。**

学校規模の適正化の検討は、あくまでも**児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え**、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行うべきものです。

また、学校は地域のコミュニティの核として、防災・保育・地域の交流の場等の機能を併せ持ちます。地域の実情により、学校統廃合が困難な場合や小規模校として存続させることが必要な場合もあり、こうした判断も尊重される必要があります。

※1:「公立小中学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引 ～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」
(平成27年1月27日)

※2:人口動態統計速報(令和6年12月分)(厚生労働省)



3.対応の目安（小学校の場合） *中学校は手引（※1）参照

学級数	規模の特徴	検討の可否
1～5学級	複式学級が存在する規模	学校全体の児童数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討することが必要。
6学級	クラス替えができない規模	学校全体及び各学年の児童数が少ない場合は特に課題が大きい。このため、児童数の状況や、更なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討することが必要。
7～8学級	全学年ではクラス替えができない規模	学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方の検討が必要。今後の児童数の予測も踏まえ、将来的に複式学級が発生する可能性が高ければ、6学級に準じて速やかな検討が必要。
9～11学級	半分以上の学年でクラス替えができる規模	学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、児童数予測等を加味して今後の教育環境の在り方の検討が必要。

注：文部科学省では、小中学校の学校規模（学級数）の標準等を設定している（学校教育法施行規則（※3）において、学校規模の標準は、小中学校ともに、12学級以上18学級以下）。

■地理的条件により統合困難な事情がある場合には、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。



※3：学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

第四十一条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第七十九条 第四十一条の規定は、中学校に準用する。

2 学校統廃合に関する合意形成の留意点

学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子供の保護者の声を重視しつつ、地域住民や地域の学校支援組織と教育上の課題やまちづくりを含めた将来ビジョンを共有し、十分な理解や協力を得ながら進めていくことが大切です。

課題の可視化と共有

- ✓ 自治体の教育ビジョン等に基づき、子供たちに充実した教育環境を提供できているか、現在の教育活動に課題はないかなどについてデータや資料を共有。
- ✓ 将来的な児童生徒数の減少見込みも適切に把握・共有して、検討に必要な時期についても情報共有。

統合の効果の見通しと共有等

- ✓ 先行事例も研究し、統合した場合の効果*について共有し、学校の在り方を関係者が一緒になって考えていく。

*統合後の学校規模、教育活動（カリキュラム、指導の在り方）、通学条件、施設設備など。

統合を行う場合の検討体制の工夫

- ✓ 保護者、地域住民と危機意識や課題認識、将来ビジョンが共有できるよう、地域と学校が両輪となって学校づくりに取り組むための検討体制の構築。
- ✓ まちづくりや、他の公共施設等との複合化・共用化など施設整備の観点等から、首長部局と部局横断的な検討体制の構築。



3 国からの支援メニュー（例）

現在、国から自治体の皆さまを支援するメニューには以下のようなものがあります。

施設整備への補助

- 統合に伴う学校施設の新増築。
（負担割合：原則1/2）
- 統合に伴う学校施設の改修。
（算定割合：原則1/2）

※統合の際、他の公共施設との複合化・集約化を伴う場合においても、当該統合に係る学校施設の新増改築及び改修に要する経費については補助対象となる。

スクールバス等購入費、遠距離通学費補助

- 学校統廃合等に係る小・中学校の児童生徒の通学条件の緩和を図るために、都道府県及び市町村がスクールバス・ボート等を購入する事業を補助。
（負担割合：1/2）
- 学校統廃合を伴う小・中学校等への遠距離通学に要する児童生徒の交通費を負担する市町村の事業に対する補助。
（負担割合：1/2）
（補助期間：5年間）

教職員定数の加配措置

- 統合前後の一定期間における指導・運営体制の構築のために活用可能な加配定数を措置。
- 小中一貫教育を推進する際、小学校高学年において専科指導等に積極的に取り組む学校を支援。

4 課題とその対応策の例

ここでは、生じることが多い課題とその対応策の例についてまとめています。

1 スクールバス等の多様な交通手段の導入に伴う課題への対応

- 運動量の確保
- 体力づくり活動の充実
- 放課後の遊び時間や学習時間の確保
- 乗車時間の有効活用

2 通学路の安全確保に関する対応

- 通学路の定期的な安全点検、要注意箇所の把握・周知徹底
- 安全な登下校方策の策定
- 児童生徒の登下校を地域全体で見守る体制の整備
- スクールゾーンの再設定、街灯、横断歩道や信号機、防犯カメラ等の整備

3 児童生徒にとっての環境変化への対応

- 児童生徒同士の交流
- 統合前後で同じ教員を一定数配置
- 学級編制や担任決定への配慮
- 児童生徒や保護者の不安や悩みに関するアンケートを継続的に実施

4 地域との関係の希薄化を防ぐ工夫

- 地域の方々に学校に参画いただくコミュニティ・スクールや地域学校協働本部等を導入
- 統合後の学校の教育活動に、統合対象各地区の教育資源を積極的に活用

5 地域の拠点機能の継承

- 防災拠点や、児童生徒の放課後や週末の活動拠点、文化・スポーツの活動拠点、地域コミュニティの精神的支柱
- 廃校施設等の活用

6 統合に伴う諸事務の計画的な実施

- 必要な事務をリストアップし、教育委員会と学校とで分担するなど計画的に対応、適切な人的配置

例) 校名、校章、校歌、制服等の決定、遠足等行事の調整

7 統合の成果・課題の可視化

- 統合によって期待される効果がどの程度実現しているか、また、想定された課題がどの程度改善又は解消されているか、継続的に評価し、取組の強化や改善につなげる



5 学校統廃合に関する好事例

ここでは、実際に学校統廃合に取り組んだ自治体における好事例をご紹介します。

事例 1

秋田県五城目町



基礎情報

- ・人口／約8,000人(R6) ・児童生徒数／約360人(R6)
- ・面積／214km²
- ・秋田県中央部に位置する
- ・町内に小学校は1校(児童数230名)
- 小学校8校を段階的に統合

ポイント

地域住民と対話しながら学校の在り方を考えるスクールトーク

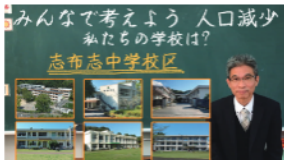
- 統合され町に一つとなった小学校の改築に当たり、地域住民や保護者と、これからの学校に期待することや、子供と地域の関わり方について、建築に限らず多方面から話し合う「スクールトーク」を、4年間で計10回実施。誰もが学べる環境として「越える学校」をコンセプトに決定。
- スクールトークから生まれた学校は、様々な学びの形を実現できる校舎となった。住民との共創から生まれた誰もが学べる環境が、子供の学習に還元されるという好循環を生み出している。

その他の工夫

- 学校施設と社会教育施設の複合化・集約化により、学校施設を核として、地域全体の学びの場が整備されている。学校教育と社会教育の境界を越え、行き来しながら学べる「越える学校」を実現。
- 学校開放を利用した社会教育講座である「みんなの学校」を実施。大人と子供の境界を越え、学びと出会い、そして人の集いが、さらなる地域の肯定感やウェルビーイングの向上につながっている。
- 区域外就学制度を活用して子供を短期間五城目町の学校に受け入れる「教育留学」を実施。様々な価値観や協働活動が、より豊かな教育環境をもたらしている。

事例 2

鹿児島県志布志市



基礎情報

- ・人口／約30,000人(R6) ・児童生徒数／約2,400人(R6)
- ・面積／290km²
- ・鹿児島県東部、宮崎県との境に位置する
- ・伊崎田地区の1小1中を小中一貫校「伊崎田学園」として整備するとともに、同敷地内に県立特別支援学校開校予定

ポイント

説明責任を果たし、保護者や地域住民が学校の在り方を「自分事」として考える場の設定

- 保護者や地域住民が主体的に学校の在り方を協議することを、教育委員会が支援することにより、将来の創り手となる子供にとってより良い学びの場を一緒に考える。
- 児童生徒数の将来推計や今後の学校の在り方に関する分かりやすい動画を作成し、YouTubeで公開。まずは保護者に、動画を視聴いただいた上でWEBアンケートを実施し、「自分事」としてとらえていただく。

その他の工夫

県立特別支援学校と連携したインクルーシブ教育の推進など

- 鹿児島県教育委員会と連携し、伊崎田地区の学校敷地内に新たな特別支援学校を設置することを表明。同地区の1小1中を小中一貫校に統合するタイミングで、支援学校と連携した特色ある教育の在り方を模索している。
- 保護者の意見集約から取り組むことにより、地域の中で若手である保護者が発言しやすくなる環境を整える。



事例 3

新潟県新発田市



基礎情報

- ・人口／約94,000人(R6) ・児童生徒数／約6,800人(R6)
- ・面積／533km²
- ・新潟県北部に位置し、新潟市から車で30分
- ・平成23年度から令和2年度にかけて中学校区単位で小学校を統合4つの中学校区で小学校統合実現

ポイント

学校統合に関する保護者の合意形成と学校統合に向けた協議

- 1校に統合予定の3つの小学校区の1つにおいて、保護者が反対を表明した際には、統合目標時期を当面延期とした上で、地域や保護者の合意形成に向けた対応を進めた。
 - ・地域のリーダーの理解を得る
 - ・保護者「反対」の理由を正確に把握し、保護者の不安を払拭する
 - ・人口動態などの地域の変化について機会を逃さず、タイムリーに情報を発信する
- 統合反対を表明した小学校区で改めて実施した保護者の意向調査の結果は「賛成多数」。3小学校区の自治会・保護者の代表、学校長で構成する「統合小学校開校準備協議会」を新たに設置し、統合に向けた協議を再開した。

その他の工夫

学校統合に向けた地域住民の機運を高める工夫

- 検討委員会の「検討まとめ」を保護者や地域住民へ向けた広報紙で公表。検討の過程を共有しながら、それぞれの不安（通学支援、廃校後の活用、児童の学校環境の変化等）を払拭するような工夫を継続してきた。
- 統合校の名称、校章、校歌（歌詞）等を統合小学校開校準備協議会が、地域住民から公募するようにした。選考結果を「協議会だより」で地域に公表し、住民の手で学校を創り上げる風土を醸成した。

事例 4

宮城県白石市



基礎情報

- ・人口／約31,000人(R6) ・児童生徒数／約2,000人(R6)
- ・面積／286km²
- ・宮城県南部の市。蔵王連峰のふもとに位置する
- ・従来型の学校統廃合ではなく、小学校10校、中学校5校を、規模の異なる3校に再編し、教育の充実を図る

ポイント

現状と客観的なデータに基づく将来予測と多様な視点からの検討

- 10年後の人口の将来推計から、①市街地郊外を問わず少子化が急速に進行すること、②中心部の比較的規模の大きい小学校においても小1が1学級の編成になることを予測。従来型の統廃合ではなく、市全域を見渡した学校の再編が必要と判断した。
- 有識者や地域代表、保護者等から構成される「白石市学校教育・保育審議会」の設置のほか、多様な視点や声を取り入れるため、次の会議を設置し意見交換を実施。
 - ・未来に直結する声：市内高校生や20代の若者（こども・若者会議）
 - ・現在の子育てに直結する声：小中学校や幼稚園、保育園等の保護者代表（保護者会議）

その他の工夫

多様な視点を踏まえた合意形成と「新たな学校創生」の工夫

- 現役世代、新世代のニーズを踏まえ、小学校10校、中学校5校を規模の異なる3校へと大胆な再編を実施。児童生徒や保護者に、小規模校と中規模校の選択肢を将来的に保障している。
 - ・義務教育学校
 - ・小中一貫小規模校
 - ・小中一貫不登校特例校（学びの多様化学校）
- 学校の魅力化に向けて、学校教育の充実を進めるほか、保護者との連携を深めるため、保護者代表との定期的な交流やコミュニティ・スクールの導入、放課後児童クラブや児童館等の放課後支援等を進める。





公立小中学校の統廃合を
お考えの皆さまへ

お問合せ先

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

TEL: 03-5253-4111